

迫るマイナンバー ④

6月に表面化した年金情報漏洩だけでなく、個人情報漏洩問題は後を絶たない。マイナンバー制度では、個人情報などのように保護されるのか。マイナンバーを含む個人情報「特定個人情報」と定義され、過去の個人情報漏洩問題の教訓を踏まえて対策が講じられている。

まず、国や地方自治体は特定個人情報があるように漏れる恐れがあるか分析し、リスクを軽減する対策を講じる。特定個人情報漏れた場合は厳しい罰則を設ける。さらに第三者機関として設置する専門機関（特定個人情報保護委員会）が監視・監督し、厳格な安全管理措置を要請する。

特定個人情報 どう保護

個人情報漏洩の多くは、末端の委託先従業員が情報を持ち出すケースだ。委託元の監督責任を明確にし、末端の委託先まで管理・監督が求められる。

さらに罰則を強化し、情報を漏らした従業員個人だけでなく、その雇用主である法人に対しても罰金を設けて監督責任を明確にしている。また不要な特定個人情報の保有を厳しく制限することで、万一、漏洩した際の影響拡大を抑える。

ゼミナール

特定個人情報保護委員会

監視・監督

特定個人情報保護評価
罰則の強化
厳格な情報の安全管理措置の要請
利用目的の提示義務
情報利用履歴照会の仕組み

このように、制度には様々な情報保護措置が施されている。しかしポイントには、実際その通り運用されるかだ。特定個人情報保護委員会の監視・監督がどこまで実効性のあるものとなるかが、制度の安定運用のカギを握る。（野村総合研究所）

迫るマイナンバー ⑤

マイナンバー制度開始とともに「個人番号カード」の発行が始まる。住民基本台帳カードに替わって市区町村が発行するICカードだ。

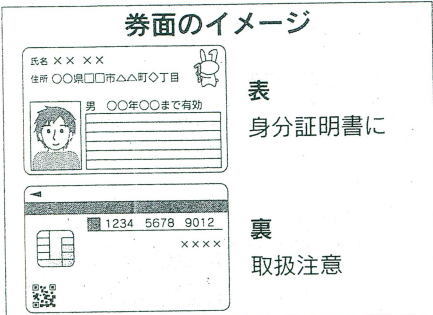
個人番号カード どう使う

住民基本台帳カードは用途が限られ使い勝手も悪く、総務省資料によると昨年3月末時点で有効交付枚数は約666万枚。発行開始から約10年たった普及率は5%にとどまる。政府はこの反省を踏まえ、個人番号カードについては用途の拡大や使い勝手の向上によって普及を促していく考えだ。同省資料では、2018年度をめどに約8700万枚（普及率約70%）を目指すとしている。普及促進策の中心は健康保険証機能を個人番号

ゼミナール

表 身分証明書に

裏 取扱注意



券面のイメージ

カードに集約すること。さらに個人番号カードを介した行政サービスの提供や、民間発行のクレジットカード・ポイントカードなどの機能も個人番号カードに集約したり、ネット取引での個人認証に使ったりすることが検討されている。初回発行手数料は無料と決まった。続いて、17年から政府提供のインターネットサービス「マイナポータル」が始まる予定。マイナポータルは個人番号カードを持つ人が使える。自分の特定個人情報の利用状況を照会したり、行政機関のお知らせを見たり、引越しなどの際の行政手続きをワンストップでできるサービスなどが検討されている。

券面の表面は顔写真付き身分証明書、裏面は個人番号書面だ。表面は身分証明書として自由に利用できるが、裏面はマイナンバーの提示が必要なときだけ見せる。便利さとリスクは表裏一体なので、自分を守るためにも慎重に使用したい。（野村総合研究所）

迫るマイナンバー ⑥

企業は納税や社会保障手続きのため、従業員らのマイナンバーを行政提出書類に記入することが義務付けられている。そのためにやるべきことは、まず情報漏洩が起らない体制の構築だ。その上で、従業員らに対し、利用目的を提示し、本人確認を行い、マイナンバーの提供を受け、必要に応じてマイナンバーを書類に記載し行政機関などに提出する。さらに不要となったマイナンバーを復元可能な方法で廃棄する必要がある。

全国の全事業主が対策必要

これら一連の業務ができる体制を2015年のうちに構築し、16年1月から実際に運用する。マイナンバーすなわち特定個人情報の漏洩第一号とならないよう対応を急入りに行い、十分な従業員教育を行うことが対策の基本となる。特定個人情報保護については、14年12月に特定個人情報保護委員会がガイドラインを公表した。これに基づき企業が対策を実施することになる。もともと個人情報については、5000件を超える個人情報保有する企業が情報保護措置を義務づけられていた。ところがマイナンバー法の特定個人情報については、1件でも保有すれば情報保護措置を講ずることとされている。つまり、日本全国の事業主が、何らかの対策を講じることが求められているのだ。

ゼミナール

やるべきこと	前提として必要	具体的な方法
収集	安全管理措置	規程
保管(廃棄)		教育研修
利用		監査

16年には、現状で働いている従業員とその扶養親族のほか、支払調書を作成する対象の個人取引先からマイナンバーの提供を受けねばならない。対象者の数によっては相当の時間を要する。16年から税・雇用保険で、17年からは年金・健康保険で運用が始まる。計画は念入りにたてておこう。（野村総合研究所）